

衛生用品表の見直しに関するワーキンググループ(WG)

衛生用品表・・・船内で傷病者が発生した場合に応急処置を講じるため、船内に備え付けるべき医薬品・医療衛生用具の最低基準を定めたもの。医薬品等の使用について船内で責任を有する者の能力に応じ、甲種～丁種の4種類に区分。

※船員法施行規則第53条第1項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示(H7運輸省告示801号)

背景

- 現行の衛生用品表(平成7(1995)年制定)は、2005年の見直し、2009年の抗インフルエンザ剤追加以降、改正なし。
- 新型コロナウイルス感染症の世界的大流行を経て、2023年5月に5類感染症に移行。国内で抗コロナウイルス薬が流通。
- WHOが2007年及び2011年に推奨医薬品等の品目・数量を公表。

委員構成

(◎ 座長)

- | | |
|---------------------------------|------------------------------|
| 遠藤 飾 (全日本海員組合政策局 総合政策部長) | 廣津 玲治 (太平洋フェリー(株) 取締役運行管理部長) |
| 大山 浩邦 (全日本海員組合国際局 外航部長) | 藤村 弘 ((一社)日本船主協会海事人材部 副部長) |
| 後藤 克樹 ((公社)日本海員掖済会神戸掖済会病院 薬剤部長) | 逸見 幸利 (日本内航海運組合総連合会 海務部長) |
| ◎ 内藤 実 ((公社)日本海員掖済会横浜掖済会病院 病院長) | 松本 冬樹 ((一社)大日本水産会 事業部長) |
| 日山 博文 ((独)地域医療機能推進機構東京高輪病院 副院長) | 村田 尚亮 (船医) |

開催経過

- 第1回(令和5年8月29日)
衛生用品表に係る制度概要、乙種衛生用品表に関するヒアリング、備付け品目(アンケート結果)
- 第2回(令和5年10月30日)
備付け品目(新型コロナウイルス感染症)、数量等
- 第3回(令和6年1月31日)
備付け数量、施行時期等

衛生用品表の見直しに関するWG報告書(概要)

基本的方向性

医薬品、医療技術 進展等の考慮

- ①船員の高齢化も踏まえ、国内における診療・処方や無線医療における助言の状況、医薬品等の有効性・安全性等を考慮。
- ②船舶で衛生管理を担当する医師、衛生管理者、衛生担当者それぞれが有する医療・応急処置の知識・技能を考慮。
- ③医薬品等の有効活用を図るため、日本船舶医療便覧や衛生管理者講習の内容を充実。

国際動向との調和

- ① WHO作成の国際船舶医療手引書(2007)及び同手引書の数量に関する補遺(2011)を考慮。
- ② 上記を踏まえ、乙種・丙種の数量*を10人あたり(又は乗組船員数に関わらず一定)に変更。

*現行、乙種(30人以下/30人を超える場合)、丙種(20人以下/20人を超える場合)で区分

記載順序の整理

- ① 薬効分類として汎用されている日本標準商品分類にそって記載順序を整理。

具体的改正事項

- 別添一覧表参照。例えば、前立腺肥大に伴う排尿障害、带状疱疹、気管支喘息に使用する医薬品を追加、解熱鎮痛、不眠・不安、高血圧、てんかんに使用する医薬品を変更、蘇生用の医療衛生用具を追加、創傷処理用の医療衛生用具を変更など。

- | | |
|---|---|
| 甲 | 医薬品:追加13、変更18、削除14
医療衛生用具:追加17、変更13、削除33 |
| 乙 | 医薬品:追加6、変更24、削除11
医療衛生用具:追加10、変更10、削除16 |

- | | |
|---|--|
| 丙 | 医薬品:追加9、変更18、削除5
医療衛生用具:追加4、変更7、削除5 |
| 丁 | 医薬品:変更6、削除1
医療衛生用具:追加2、変更1、削除2 |

- 抗コロナウイルス薬について
新型コロナウイルス感染症の重症化リスク、診療ガイドライン、各医薬品の有効性・安全性と適正な使用の観点から検討し、新規追加項目に含めない。感染症予防対策に力を入れるとともに、自己検査のための新型コロナウイルス・インフルエンザウイルス同時検査キット、健康観察のためのパルスオキシメーターを備え付ける。

【今後の予定】

令和6年7月公布、同年10月施行(ただし、削除品目については即日施行)